

令和3年12月23日

令和3年
第5回野洲市議会定例会
修正議案書

野洲市議会

議第 9 2 号修正議案

令和 3 年度野洲市一般会計補正予算（第 6 号）に対する修正案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 2 月 2 3 日

提出者 野洲市議会議員 橋 俊 明

賛成者 野洲市議会議員 山崎 敦 志

令和3年度野洲市一般会計補正予算（第6号）に対する修正案

議第92号令和3年度野洲市一般会計補正予算（第6号）の一部を次のように修正する。

第2表中野洲駅南口複合商業施設整備事業支援業務について、次の表のとおり削る。

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
野洲駅南口複合商業施設整備事業支援業務	令和3年度から 令和4年度まで	15,000千円
総合体育館大規模改修事業	令和3年度から 令和5年度まで	894,000千円

令和3年12月23日

令和3年
第5回野洲市議会定例会
修正議案 関係資料

野洲市議会

修正理由

本補正予算において、野洲駅南口複合商業施設整備事業支援業務に係る債務負担行為の追加が挙げられている。しかし、当該整備事業支援業務の対象となっている土地は、野洲市病院事業の設置等に関する条例において、病院事業の設置位置として定められている。

行政が法の定めに従って行動することは法治国家において当然の義務であり、市が設置条例を身勝手に解釈し、複合商業施設整備事業支援業務に係る債務負担行為の追加を提案することは看過できない。

以上のことから、修正案を提出する。